

野田市告示第124号

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例(平成16年野田市条例第23号)第10条第3項により、複合老人ホーム野田市楽寿園の利用料金の額について定めたので、同条第4項により告示する。

令和8年5月11日

野田市長 鈴木 有

- 1 施設名 野田市楽寿園
- 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用料金
 - ・加算(利用者負担金)
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ(基本+加算の合計に16.3%)
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ(基本+加算の合計に17.6%)
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ(基本+加算の合計に15.9%)
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ(基本+加算の合計に17.2%)
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅲ(基本+加算の合計に13.6%)
 - 介護職員等処遇改善加算Ⅳ(基本+加算の合計に11.3%)
- 3 上記の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用料金は、令和8年6月1日から適用する。